

## 19. ICT委員会細則

### (総 則)

**第1条** この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約（以下「規約」という。）第57条の規定に基づき、理事会の業務を支援するため、本委員会を設立するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### (名 称)

**第2条** 本委員会は、ICT委員会（以下「委員会」という。）と称する。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

### (目 的)

**第3条** 委員会は、団地の良好な住環境の維持・向上に寄与するため、団地内のICT環境の改善に向けた調査検討を行い、理事会に計画提案することを目的とする。

### (委員会の業務)

**第4条** 委員会は前条の目的のため、次の業務を行う。

- 一 団地ホームページの維持管理
- 二 インターネット環境の改善に向けた現況調査・計画立案
- 三 理事会のICT環境改善支援（文書の電子化及び保存環境整備等）
- 四 映像放送への対応検討
- 五 ICTを活用した団地内ネットワーク作り支援

### (構 成)

**第5条** 委員会は、委員若干名および担当理事により構成される。

### (委員の選任)

**第6条** 委員は、専門的知識を有する組合員又は組合員の配偶者若しくは成人である一親等の親族で、参加協力を申し出た者について、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

### (委員の任期)

**第7条** 委員の任期は、原則通常総会の翌日から次の通常総会の日までとし再任を妨げない。

### (委員長の選任)

**第8条** 委員長は委員の互選により選任する。

### (委員会の招集)

**第9条** 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

### (経 費)

**第10条** 委員会の業務に必要な経費および委員の活動費は、管理組合が負担する。

### 附 則

この細則は、2023（令和5）年5月22日から施行する。

（2020〔令和2〕年11月29日 制定）

（2023〔令和5〕年5月21日 改正）